

財団法人 神奈川県建築安全協会

確認検査業務規程

神建安総第123号

平成12年 6月21日制定

平成12年 7月 1日改正

平成14年 5月 1日改正

平成15年 4月 1日改正

平成16年 4月 1日改正

平成18年 6月 1日改正

平成19年 6月20日改正

平成20年 4月30日改正

平成21年10月 1日改正

平成22年 4月 1日改正

平成22年 6月 1日改正

平成22年10月 1日改正

平成23年 6月15日改正

平成24年 1月 5日改正

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項、法第7条の2第1項及び法第7条の4第1項（これらの規定を法第87条の2及び法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき指定確認検査機関として行う確認審査、中間検査及び完了検査に関する業務（以下「確認検査業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (2) 令 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (3) 規則 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (4) 建築基準関係規定 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。

- (5) 確認審査等指針 確認審査等に関する指針（平成19年6月20日国土交通省告示第835号）をいう。
 - (6) 指定機関省令 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）をいう。
 - (7) 指定機関準則 指定確認検査機関指定準則（平成11年4月28日制定）をいう。
 - (8) 確認検査員 法第77条の24第1項に規定する確認検査員をいう。
 - (9) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
 - (10) 親族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
 - (11) 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
 - イ その者又はその親族が総株主（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の5/100以上を有している企業、団体等
 - ロ その者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - ハ その者の親族が役員である企業、団体等（過去二年間に役員（令第136条の2の14第1項第2号に規定する役員）であった企業、団体等を含む。）
 - (12) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査・鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - ニ 建築設備の製造、供給及び流通業
- 2 前項に定めのない用語の意義は、建築基準関係規定の例による。

第2章 確認検査業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針及び体制並びに権限と責任

（確認検査業務実施の基本方針）

第3条 協会は、指定確認検査機関の使命に鑑み、法、これに基づく命令及び条例、確認審査等指針並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程の定めに基づき、確認検査業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 協会の会長（以下「会長」という。）は、毎年度、確認検査業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを協会内で共有す

る方法等について実施方針として定め、職員に周知するものとする。

(確認検査業務管理体制及び責任と権限)

第4条 会長は、確認検査業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に基づき業務を公正かつ適確に行うために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な管理規則を定め、職員（非常勤職員を含む。）に周知し、実施させるものとする。

2 管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定めるものとする。

(1) 確認検査業務管理体制の見直し

(2) 文書及び記録の管理

(3) 苦情等の事務処理

(4) 内部監査

(5) 不適格案件等の管理

(6) 再発防止措置

(7) 秘密の保持

3 会長は、協会が行う確認検査業務の執行管理を担当する役員として、確認検査業務担当役員（以下「担当役員」という。）を配置するものとする。

4 確認検査業務の実施に係る最高責任者は会長とし、担当役員が確認検査業務に係る管理の責任と権限をもつものとする。

(確認検査業務管理体制の見直し)

第5条 会長は、協会の確認検査業務管理体制が引続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、その月を定め、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行うものとし、また、協会及び協会の業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行うものとする。

2 会長は、確認検査業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善するものとする。

(確認検査業務の組織体制)

第6条 会長は、確認検査業務が公正かつ適確に行なわれることを確実にするため、確認検査業務の範囲及び確認検査業務に従事する職員の構成に応じた適切な確認検査の組織体制を構築するものとする。

2 担当役員は、確認検査業務に従事する職員が、厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないように職務を執行することを確実にするための業務体制を構築するものとする。

第2節 確認検査業務の手順

(確認検査業務の手順)

第7条 確認検査業務が、この規程に基づいて常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、会長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査業務の実施に必要な事項を含む確認検査業務実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査業務を実施させるものとする。

- 2 マニュアルには、法適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行なわれたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定めるものとする。
- 3 会長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるものとするよう努めるものとする。

第3節 文書及び記録の管理

(文書及び記録の管理)

第8条 協会は、確認検査業務が常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、建築主等との打ち合わせ、指摘事項とその対応及びその実施の確認その他確認検査業務の実施の過程で行われた事柄に関する記録を作成し、法令の定めに従い適切に保存するものとする。

- 2 前項の記録、確認検査の申請図書その他の文書（以下「文書」という。）は、容易に識別及び検索でき、必要に応じて参照できるよう適確に保管及び管理を行うものとする。
- 3 文書は、作成に先立ち、権限を与えられた者がその適切性を審査し、承認する。
- 4 文書は、必要に応じて更新し、履歴を記録する。

第4節 要員及びサービス

(確認検査員の選任)

第9条 会長は、確認検査業務を実施させるため、法第77条の58第1項の登録を受けた者のうちから、制限業種を兼業しない常勤でかつ専任の確認検査員を10名以上選任するものとする。

- 2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認検査業務の実績に応じ、指定機関省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるよう毎年度見直しを行うものとする。
- 3 会長は、確認検査の申請が一時的に増加するなど、適切に確認検査を行うことが困難となった場合にあっては、速やかに新たな確認検査員を雇用する等の適切な措置を講ずるものとする。

(確認検査員の解任)

第10条 会長は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任するものとする。

- (1) 法第77条の24第4項の規定による神奈川県知事の解任命令があったとき。

- (2) 法第77条の62の規定による国土交通大臣の登録の消除があったとき。
- (3) 制限業種を兼業するに至ったとき。
- (4) 前3号の他、職務上の義務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(確認検査員等の配置)

第11条 協会は、確認検査業務を実施させるため、本部事務所に8名以上、湘南台事務所に2名以上の確認検査員を置くものとする。

- 2 協会は、確認検査員の他に補助員を置くものとし、配置する確認検査員及び補助員（以下「確認検査員等」という。）の合計の数は、前年度の建築確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、指定機関準則第2第2項の規定により算定した数以上となるよう毎年度見直しを行うものとする。

(確認検査員等の服務及び身分証の携帯)

第12条 確認検査員等は、その職務の執行にあたっては、法令を遵守し、厳正かつ公正を旨として不正の行為のないようにしなければならない

- 2 確認検査員等は、当該確認検査員等又はその親族若しくは関係企業等が建築主、設置者若しくは築造主（以下「建築主等」という。）である建築物、建築設備若しくは工作物（以下「建築物等」という。）又は制限業種に係る業務を行う建築物等について、その確認検査業務を行ってはならない。
- 3 補助員は、確認検査員の指示に従って確認検査業務を行うものとし、単独で行ってはならない。
- 4 確認検査員等が、建築物、建築物の敷地又は建築工事場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 前項の身分を示す証明書は、確認検査員については確認検査員証（第A-26号様式）によるものとし、補助員については協会の身分証明書（財団法人神奈川県建築安全協会服務規程第4号様式）によるものとする。

第3章 確認検査業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査業務を行う時間及び休日)

第13条 確認審査業務を行う時間は、午前9時から午後5時30分まで、中間検査及び完了検査業務を行う時間は、午前8時30分から午後5時までとし、その間正午から1時間の休憩時間をおくものとする。ただし、休日には確認検査業務は行わない。

- 2 前項の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 協会が特に定めた日

（事務所の所在地及びその業務区域）

第14条 協会の事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 本部事務所の所在地は、神奈川県横浜市中区元浜町3丁目21番2号（ヘリオス関内ビル）とする。
- (2) 湘南台事務所の所在地は、神奈川県藤沢市円行2丁目3番地の17（藤沢市まちづくり協会ビル）とする。

2 確認検査業務を行う区域は、神奈川県の全域とする。

（確認検査業務の範囲）

第15条 確認検査業務を行う範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、湘南台事務所においては第2号に係る業務は行わない。

- (1) 階数が4以下で、かつ、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）が500㎡以内の建築物（増築の場合は増築後の階数が4以下で、かつ、延べ面積が500㎡以内のものに限る。移転、法第6条第1項の規定が適用となる大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更並びに法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を伴うものは除く。）
- (2) 令第146条第1項第1号に掲げる建築設備（以下「エレベーター等」という。）
- (3) 令第138条第1項第5号に掲げる工作物（以下「擁壁」という。）

2 前項の規定にかかわらず、協会は、次に掲げる者が建築主等である建築物等又は制限業種に係る業務を行う建築物等の確認検査業務は行わない。

- (1) 会長又は担当役員
- (2) (1)に掲げる者の親族
- (3) (1)に掲げる者の関係企業等

第2節 確認審査

（確認申請）

第16条 建築主等は、法第6条の2第1項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）を行う場合は、規則第1条の3、規則第2条の2又は規則第3条に定める図書及び書類を添えた確認申請書（第A-1号様式（規則第2号様式に基づく様式）、第A-2の1号様式（規則第8号様式に基づく様式）又は第A-2の2号様式（規則第10号様式に基づく様式））（以下「確認申請関係書類」という。）の正本及び副本各1通並びに事前調査票（第A-3号様式）を協会に提出するものとする。ただし、事前調査票の提

出は、建築物の確認申請の場合に限る。

- 2 前項に定める書類のほか、建築主等は、法第93条第1項の規定に基づく消防長若しくは消防署長の同意を求め、又は同条第4項の規定に基づく消防長若しくは消防署長への通知をするにあたり、当該確認に係る建築物の工事施工地を管轄する消防長若しくは消防署長が必要とする書類（以下「消防必要書類」という。）がある場合は、これを併せて提出するものとする。
- 3 第1項の申請がエレベーター等の設置に係るものであるときは、設置者は、その設置しようとする建築物の確認済証及び確認申請関係書類の副本又はこれらに準ずる書類を添付するものとする。

（確認審査の引受け）

第17条 協会は、前条の規定による確認申請があった場合、次の各号に掲げる事項について審査し、適正であると認めるときはこれを引き受けるものとする。

- (1) 確認申請のあった建築物等が第15条第1項第1号に掲げる建築物、同第2号に掲げる建築設備又は同第3号に掲げる工作物であり、かつ、同条第2項の規定に抵触するものでないこと。
 - (2) 確認申請書に記載された設計者及び工事監理者（以下「設計者等」という。）がそれぞれ建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく当該建築物の設計及び工事監理の資格を有する建築士であり、また、確認申請関係書類の正本の図書に当該設計者の記名及び押印があること。
 - (3) 確認申請関係書類に不足がなく、正本と副本の記載事項が相互に整合し、かつ、記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 確認申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 2 前項の審査において、協会は、当該確認申請関係書類が建築基準関係規定に定められた確認申請の形式上の要件に適合しないものと認めるときは、当該確認申請をした者に対し、補正を求めるものとする。
 - 3 協会は、第1項の規定により確認審査を引き受けたときは、確認審査引受証（第A-4号様式）を交付するものとし、これをもって、建築主等と協会は別に定める財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務約款（以下「約款」という。）に基づく契約を締結したものとする。
 - 4 協会は、第1項の規定により確認審査を引き受けたときは、事前調査票及び建築計画概要書（規則第3号様式）の写しの送付をもって、当該申請に係る建築物の計画の概要を特定行政庁に通知するものとする。
 - 5 協会は、前4項の規定にかかわらず、確認審査、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認審査を実施することが困難と判断されるときには、確認申請を引き受けないものとする。

(確認申請の取下げ)

第18条 建築主等が確認済証の交付前に確認申請を取り下げる場合は、確認申請取下届(第A-5号様式)2通を協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の届を受理した後、当該届1通及び先に提出された確認申請関係書類の副本を建築主等に返却するものとする。

(確認審査の実施)

第19条 協会は、確認審査を引き受けたときは、確認審査等指針第1に規定する確認審査に関する指針に基づき、確認申請関係書類の審査及び当該確認申請に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を確認検査員に実施させるものとする。

2 確認検査員は、前項の審査を速やかに行い、必要に応じて建築主等に説明を求めるものとする。

3 特定行政庁又は建築主事から当該申請に係る建築物等の計画内容について行政指導があった場合は、確認検査員は、建築主等に対しその行政指導に従うよう要請するものとする。

4 協会は、第1項の審査において、申請に係る建築物等の計画が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める書面又は通知書を建築主等に交付するものとする。

(1) 建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき。

建築基準法第6条の2第9項の規定による適合しない旨の通知書(第A-6号様式(規則第15号の2様式に基づく様式))

(2) 建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合でその理由が確認審査等指針第1第5項第3号イに規定する不備であるとき。

申請書等の補正を求める書面

(3) 建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合でその理由が確認審査等指針第1第5項第3号ロに規定する記載事項の不明確な点であるとき。

追加説明書の提出を求める書面

(4) 建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合でその理由が法第6条の2第9項に規定する正当なものであるとき。

建築基準法第6条の2第9項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(第A-7号様式(規則第15号の3様式に基づく様式))

5 協会は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じて、確認審査を引き受けた日から当該各号に定める期間内に確認審査を行うものとする。ただし、第2号に掲げる期間の算定にあたっては第13条第2項に定める休日を含まないものとする

(1) 法第6条第1項第1号から第3号までに係る建築物 21日以内(第23条で定める計画変更確認申請の確認審査にあっては14日以内)

- (2) 法第6条第1項第4号に係る建築物 7日以内（確認審査の引受けが一時的に著しく増加する等のやむを得ない事由があるときは14日以内）
- (3) エレベーター等 7日以内
- (4) 擁壁 7日以内

（消防長等への同意の依頼等）

第20条 協会は、法第93条第1項の規定に基づく消防長又は消防署長の同意を求めるときは、確認申請関係書類の正本及び消防必要書類を添えた消防同意依頼書（第A-8号様式）により、同条第4項の規定に基づく消防長又は消防署長への通知をするときは、建築計画概要書（規則第3号様式）の写し及び消防必要書類に消防通知送付書（第A-9号様式）を添えて行うものとする。

（保健所長への通知）

第21条 協会は、法第93条第5項の規定に基づく保健所長への通知をするときは、し尿浄化槽の構造形式の種類等を記載した図書に保健所通知送付書（第A-10号様式）を添えて行うものとする。

（確認済証の交付）

第22条 協会は、第19条第1項の審査において、申請に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、確認申請関係書類の副本を添えて建築主等に対して法第6条の2第1項の規定による確認済証（規則第15号様式）を交付するものとする。

（計画変更の確認申請）

第23条 第16条第1項の規定にかかわらず、建築主等は、確認済証が交付された建築物等についてその工事が完了する前に当該建築物等の計画を変更（規則第3条の2で定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、規則第1条の3第8項及び規則第3条の3第1項、規則第2条の2第5項及び規則第3条の3第2項又は規則第3条第7項及び規則第3条の3第3項の規定に基づき、付近見取図並びに変更に係る部分の変更前及び変更後の図書（変更に係る部分を着色などにより明示したものに限る。）を添えた計画変更確認申請書（第A-11号様式（規則第4号様式に基づく様式）、第A-12の1号様式（規則第9号様式に基づく様式）又は第A-12の2号様式（規則第13号様式に基づく様式））（以下「計画変更確認申請関係書類」という。）の正本及び副本各1通を協会に提出するものとし、申請が申請に係る当該直前の確認を協会以外のものから受けているものであるときは、併せて当該直前の確認に係る確認申請関係書類の副本を提出するものとする。

2 前項の確認申請があった場合において、当該申請及び当該申請に係る建築物等に対す

る第16条第2項以下の規定の適用にあたっては、「確認申請書」とあるのは「計画変更確認申請書」と、「確認申請関係書類」とあるのは「計画変更確認申請関係書類」と読み替えるものとする。

(軽微な計画変更届)

第24条 建築主等は、確認済証が交付された建築物等について、その工事が完了する前に規則第3条の2で定める軽微な計画の変更をしようとする場合は、変更に係る部分の変更前及び変更後の図書を添えた軽微な計画変更届(第A-13号様式)2通を協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の届を受理した後、当該届1通を建築主等に返却するものとする。

(確認の記録)

第25条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

(特定行政庁への確認審査報告書の提出)

第26条 協会は、法第6条の2第10項(法第87条の2及び法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、第22条に規定する確認済証を交付したとき又は第19条第4項第1号若しくは第4号に掲げる通知書を交付したときは、当該交付の日から7日以内に、確認審査報告書(規則第16号様式)に規則第3条の5第3項第1号イ、ロ又はハ及び同項第2号に定める書類(第22条に規定する確認済証を交付した場合に限る。)を添えて、これを特定行政庁に提出するものとする。

第3節 中間検査

(中間検査の申請)

第27条 建築主は、法第7条の4第1項の規定に基づく中間検査の申請を行うときは、法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る工事を終える予定日の7日前までに行うものとする。

2 中間検査の申請は、中間検査申請書(第A-17号様式(規則第26号様式に基づく様式))に規則第4条の8第1項各号に定める書類を添えて、協会に提出するものとする。ただし、協会が確認済証を交付した建築物に係る申請にあつては、同項第1号に掲げる当該建築物の計画に係る確認に要した図書を、第24条に定める軽微な計画変更届を協会に提出済みの建築物に係る申請にあつては、同項第4号に掲げる当該変更の内容を記載した書類(以下この節において「軽微な変更説明書」という。)を添付することを要しないものとする。

(中間検査の引受け)

第28条 協会は、前条の規定による中間検査の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について審査し、適正であると認めるときはこれを引き受け、中間検査日(特定工程に係る工事を終える予定日から4日を期限とする。)を調整するものとする。

- (1) 申請のあった建築物が第15条第1項第1号に掲げる建築物であり、かつ、同条第2項の規定に抵触するものでないこと。
 - (2) 中間検査申請書に記載された設計者等がそれぞれ建築士法に基づく当該建築物の設計及び工事監理の資格を有する建築士であること。
 - (3) 中間検査申請書並びにこれに添えた図書及び書類に不備がないこと。
 - (4) 軽微な変更説明書が添付されていること(中間検査申請書の第3面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合で、第24条に定める軽微な計画変更届が協会に提出されていないときに限る。)
- 2 協会が中間検査を引き受けたときは、中間検査引受証(第A-18号様式(規則第29号様式に基づく様式))を交付するものとし、これをもって建築主と協会は約款に基づく契約を締結したものとする。
 - 3 協会は、前項の中間検査引受証を交付した日から7日以内に、法第7条の4第2項の規定に基づき、中間検査引受通知書(規則第30号様式)により、中間検査の引受けを行った旨を建築主事に通知するものとする。

(中間検査の申請の取下げ)

第29条 協会が中間検査を実施する前に、建築主が自己の都合により中間検査の申請を取り下げる場合は、中間検査申請取下届(第A-19号様式)2通を協会に提出しなければならない。この場合において、協会は中間検査を行わず、中間検査申請取下届を受理した後、当該届1通及び中間検査申請書に添えられた書類を建築主に返却するものとする。

- 2 協会が既に中間検査を実施済のときは、建築主は中間検査の申請を取り下げることができない。

(中間検査の実施)

第30条 協会は、中間検査を引き受けたときは、確認審査等指針第4中間検査に関する指針に基づき、中間検査申請書及びこれに添えた書類の審査並びに当該申請に係る建築物について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を確認検査員に実施させるものとする。

- 2 確認検査員は、前項に規定する検査において、必要に応じて建築主又は設計者等に説明又は追加の資料の提出を求めるものとする。この場合、建築主又は設計者等はその求めに応じなければならない。
- 3 第1項に規定する検査は、確認検査員が目視、簡易な計測器機等による測定又は建築

物の部分の動作確認その他の方法によりこれを行うものとする。

4 協会は、第1項の審査及び検査において当該申請に係る建築物及びその敷地が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる通知書を建築主に交付するものとする。

(1) 建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき。

中間検査合格証を交付できない旨の通知書（第A-20号の1様式（規則第30号の2様式に基づく様式））

(2) 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき。

中間検査合格証を交付できない旨の通知書（第A-20号の2様式（規則第30号の2様式に基づく様式））

5 前項第2号に定める中間検査合格証を交付できない旨の通知書が交付された建築物及びその敷地について、建築主がその計画を変更し、再度確認申請をするときの手続きは第23条の規定に、再度中間検査を受けるときの手続きは第27条の規定によるものとする。

（中間検査合格証の交付）

第31条 協会は、前条第1項の審査及び検査において、当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、法第7条の4第3項の規定に基づき、建築主に対して中間検査合格証（規則第31号様式）を交付するものとする。

（中間検査の記録）

第32条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

（特定行政庁への中間検査報告書の提出）

第33条 協会は、法第7条の4第6項の規定に基づき、第31条に規定する中間検査合格証を交付したとき又は第30条第4項に定める通知書を交付したときは、交付の日から7日以内に特定行政庁に対して中間検査報告書（規則第32号様式）を提出するものとする。

第4節 完了検査

（完了検査の申請）

第34条 建築主等は、法第7条の2第1項の規定に基づく完了検査の申請を行うときは、

検査の対象となる工事の完了予定日の7日前までに行うものとする。

- 2 完了検査の申請は、完了検査申請書（第A-21号様式（規則第19号様式に基づく様式））に規則第4条第1項各号に定める書類を添えて、協会に提出するものとする。ただし、協会が確認済証を交付した建築物等に係る申請にあつては、同項第1号に掲げる当該建築物の計画に係る確認に要した図書を、第24条に定める軽微な計画変更届を協会に提出済みの建築物に係る申請にあつては、同項第5号に掲げる当該変更の内容を記載した書類（以下この節において「軽微な変更説明書」という。）の添付を要しないものとする。

（完了検査の引受け）

第35条 協会は、前条の規定による完了検査の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について審査し、適正であると認めるときはこれを引き受け、完了検査日（工事の完了予定日から7日を期限とする。）を調整するものとする。

- (1) 申請のあつた建築物等が第15条第1項第1号に掲げる建築物、同第2号に掲げる建築設備又は同第3号に掲げる工作物であり、かつ、同条第2項の規定に抵触するものでないこと。
 - (2) 完了検査申請書に記載された設計者等がそれぞれ建築士法に基づく当該建築物の設計及び工事監理の資格を有する建築士であること。
 - (3) 完了検査申請書並びにこれに添えた図書及び書類に不備がないこと。
 - (4) 軽微な変更説明書が添付されていること（完了検査申請書の第3面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合で、第24条に定める軽微な計画変更届が協会に提出されていないときに限る。）。
- 2 協会が完了検査を引き受けたときは、完了検査引受証（第A-22号様式（規則第22号様式に基づく様式））を交付するものとし、これをもって建築主等と協会は約款に基づく契約を締結したものとする。
 - 3 協会は、前項の完了検査引受証を交付した日から7日以内に、法第7条の2第3項（法第87条の2及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、完了検査引受通知書（規則第23号様式）により、完了検査の引受けを行った旨を建築主事に通知するものとする。

（完了検査の申請の取下げ）

第36条 協会が完了検査を実施する前に、建築主等の都合により完了検査の申請を取り下げる場合は、完了検査申請取下届（第A-23号様式）2通を協会に提出しなければならない。この場合において、協会は完了検査を行わず、完了検査申請取下届を受理した後、当該届1通及び完了検査申請書に添えられた書類を建築主等に返却するものとする。

- 2 協会が既に完了検査を実施済のときは、建築主等は完了検査の申請を取り下げること

ができない。

(完了検査の実施)

第37条 協会は、完了検査を引き受けたときは、確認審査等指針第3完了検査に関する指針に基づき、完了検査申請書及びこれに添えた書類の審査並びに当該申請に係る建築物等及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を確認検査員に実施させるものとする。

2 確認検査員は、前項に規定する検査において、必要に応じて建築主等又は設計者等に説明又は追加の資料の提出を求めるものとする。この場合、建築主等又は設計者等はその求めに応じなければならない。

3 第1項に規定する検査は、確認検査員が目視、簡易な計測器機等による測定又は建築物等の部分の動作確認その他の方法によりこれを行うものとする。

4 協会は、第1項の審査及び検査において当該申請に係る建築物等及びその敷地が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める通知書を建築主等に交付するものとする。

(1) 建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき。

検査済証を交付できない旨の通知書（第A-24号の1様式（規則第23号の2様式に基づく様式））

(2) 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更に該当しないとき、当該申請に係る建築物等の工事が確認に要した図書のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請に係る建築物等及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき。

検査済証を交付できない旨の通知書（第A-24号の2様式（規則第23号の2様式に基づく様式））

5 建築主等は、前項第2号に定める検査済証を交付できない旨の通知書が交付された建築物等及びその敷地について建築基準関係規定に適合することを説明するための書類を提出し、再度完了検査を受けようとするときは、併せて完了再検査申請書（第A-25号様式）を提出しなければならないものとする。

(検査済証の交付)

第38条 協会は、前条第1項の審査及び検査において、当該建築物等及びその敷地が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、法第7条の2第5項（法第87条の2及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築主等に対して検査済証（規則第24号様式）を交付するものとする。

(完了検査の記録)

第39条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定

ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

(特定行政庁への完了検査報告書の提出)

第40条 協会は、法第7条の2第6項（法第87条の2及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第38条に規定する検査済証を交付したとき又は第37条第4項に定める通知書を交付したときは、交付の日から7日以内に特定行政庁に対して完了検査報告書（規則第25号様式）を提出するものとする。

第5節 各種届

(名義変更等の届出)

第41条 建築主等は、確認済証の交付を受けた建築物等について、その工事の完了する前に、建築主等、代理人、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所又は設計者の住所を変更しようとするときは、名義変更等届（第A-14号様式）2通に当該確認済証及び確認申請関係書類の副本（建築主等の名義の変更の場合に限る。次項において同じ。）を添えて協会に届け出なければならない。

2 協会は、前項の届を受理した後、当該届1通に当該確認済証及び確認申請関係書類の副本を添えて建築主等に返却するものとする。

3 第1項に規定する名義変更等の届出は、第38条に規定する検査済証の交付後はこれを行うことができない。

(工事監理者及び工事施工者の選任届)

第42条 建築主等は、確認申請時に工事監理者又は工事施工者を未定としたときは、その工事に着手する前に、工事監理者及び工事施工者選任届（第A-15号様式）2通に工事監理者の建築士免許証の写し（工事監理者を届け出る場合で、当該工事監理者が確認申請書に記載された設計者と異なる建築士のときに限る。）を添えて協会に届け出なければならない。

2 協会は、前項の届を受理した後、当該届1通を建築主等に返却するものとする。

(工事取止めの届出)

第43条 建築主等は、第22条の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について、その工事を取り止めた場合は、工事取止届（第A-16号様式）2通に当該確認済証及び確認申請関係書類の副本を添えて協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の届を受理した後、当該届1通並びに当該確認済証及び確認申請関係書類の副本を建築主等に返却するものとする。

第4章 確認検査業務約款

(約款の制定)

第44条 協会は、確認検査業務を公正かつ適確に実施するため、協会及び建築主等が遵守すべき事項を盛り込んだ約款を定めるものとする。

2 規程に定めのない事項で、契約のために必要な事項は約款で定めるものとする。

(約款の掲示等)

第45条 協会は、その事務所において公衆に見やすいように約款を掲示するとともに、求めに応じて約款を交付しなければならない。

(約款の遵守)

第46条 第17条、第28条又は第35条の規定に基づき、協会が確認検査業務を引き受ける場合は、申請書及び引受証において、建築主等及び協会は約款を遵守することを誓約するものとする。

(約款に盛り込むべき事項)

第47条 約款に盛り込むべき事項は次のとおりとする。

- (1) 協会が行う業務、業務を行う時間、休日及び確認検査業務の処理期間
- (2) 確認検査業務に係る申請手続に関する事項
- (3) 確認検査業務の引受証の交付並びに確認済証、中間検査合格証及び完了検査合格証の交付に関する事項
- (4) 確認検査業務における資料の追加等の要求並びに中間検査及び完了検査における建築主等又は設計者の協力等に関する事項
- (5) 確認検査業務の処理期間内に業務を完了することができない場合の取り扱い等に関する事項
- (6) 確認検査業務に係る特定行政庁の指導に対する対応並びに建築基準関係規定に定める建築主事及び特定行政庁への報告等に関する事項
- (7) 協会の免責事項、協会及び建築主等の契約解除権、手数料の額及び収納方法、協会の秘密保持義務その他業務実施に必要な事項

第5章 確認検査業務手数料等

(確認検査手数料及びその収納)

第48条 確認検査業務の実施に係る手数料（以下「確認検査手数料」という。）については、財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務手数料規程において定めるものとする。

2 確認検査業務に係る申請者は、協会が第17条第1項、第28条第1項又は第35条第1項の規定に基づき当該各申請を引き受けるときは、確認検査手数料を現金で納入す

るものとする。ただし、協会が認めた場合には、別の納入方法によることができるものとする。

3 前項の別の納入方法に要する費用は、申請者の負担とする。

4 協会は、建築物等の確認審査、中間検査、完了検査等の確認検査業務が効率的に実施できる場合その他合理的理由がある場合にあつては、確認検査手数料を減額することができるものとする。

(確認検査手数料の返還)

第49条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、協会の責に帰すべき事由により確認検査業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

第6章 確認検査業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第50条 協会は、確認検査業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処するものとする。

2 協会は、法第94条第1項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処するものとする。

3 前2項の苦情、審査請求及びこれらに対して協会がとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

第51条 協会は、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、内部監査を実施するものとする。

2 内部監査においては次に掲げる事項を審査するものとする。

(1) 法、法に基づく命令及び条例、確認審査等指針、これらに関わる技術的助言、その他関係法令への適合状況

(2) この規程への適合状況

(3) 第3条第2項に規定する実施方針への適合状況

(4) 確認検査業務管理体制の状況

(5) この規程、管理規則及びマニュアルの内容の見直しの必要性

3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について担当役員に報告するものとする。

(不適格案件等の管理)

第52条 協会は、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを

決定できない案件について、誤って確認済証又は中間検査合格証又は検査済証を交付したものをいい、法第6条の2第11項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。)が発生した場合について適切な処理を確実に実施するものとする。

- 2 協会は、確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとるものとする。
- 3 協会は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して記録するものとする。

(再発防止措置)

第53条 協会は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。)をとるものとし、再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

- 2 協会は、再発防止措置に関し以下の事項を定めるものとする。
 - (1) 不適格案件の内容確認
 - (2) 不適格案件発生の原因の特定
 - (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
 - (4) 必要な措置の決定及び実施
 - (5) 実施した処置の結果の記録
 - (6) 是正処置において実施した活動の評価

第7章 その他確認検査業務の実施に関し必要な事項

(秘密の保持)

第54条 協会の役員及びその職員(確認検査員等を含む。)並びにこれらの者であった者は、確認検査業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。

(指定区分等の掲示)

第55条 協会は、指定の区分、業務区域、指定の番号、指定の有効期間、機関の名称、代表者氏名、主たる事務所の住所及び電話番号、取り扱う建築物等及び実施する業務の態様を、その事務所において、指定機関省令第27条第2項に定める様式により、公衆に見やすいように掲示するものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第56条 協会は、帳簿及び書類の保存期間を次のとおりとする。

文 書 区 分	保 存 期 間
(1) 法第77条の29第1項に規定する帳簿（指定機関省令第28条第1項各号に規定する事項を記載したもの）	指定機関省令第31条の規定による引継ぎを完了するまで
(2) 法第77条の29第2項に規定する書類（指定機関省令第29条第1項に規定する図書及び書類）	法第6条の2第1項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から15年間
(3) 第18条に規定する確認申請取下届を受理した場合の当該確認申請関係書類の正本	当該届を受理した日から1年間

（書類の保存）

第57条 確認検査業務に係る関係書類その他建築主等のプライバシーに関する書類は、業務に必要な場合を除き、事務所に保管し、審査終了後は、個人情報安易に外部に漏れないように施錠できる場所に確実に保管するものとする。

2 前項の保管は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他、人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に紙面に表示することができるようにして行うことができるものとする。

（書類の閲覧）

第58条 協会は、確認検査業務を行う事務所に法第77条の29の2各号に掲げる書類を備え置き、法第6条の2第1項の規定による確認を受けようとする者その他の関係者の閲覧の求めに応じるものとする。

2 閲覧に応じる場所は、第14条第1項各号に掲げる事務所とする。

3 閲覧に応じる時間については、第13条第1項の規定を準用する。この場合において、「確認検査業務を行う時間は」とあるのは、「閲覧に応じる時間は」と読み替えるものとする。

（事前相談等）

第59条 建築主等は、確認検査業務に係る申請を行おうとするときは、申請に先立ち、協会に事前相談することができる。ただし、建築物の設計支援に類する内容の相談はこれを行うことができない。

2 建築主等は、協会が確認審査の迅速化を図る上で必要と認める建築計画については、

確認申請の前に、当該建築計画が建築基準関係規定（提示された図書により審査可能な規定に限る。）に適合するかどうかについて予備の審査を受けることができる。

（損害を賠償するために必要な措置）

第60条 協会は、確認検査業務に関して生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するため、損害賠償積立金を積み立てるものとする。

（図書が円滑に引渡しされるための措置）

第61条 協会は、指定機関省令第31条の規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、管理規則又はマニュアルに必要な措置を定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成14年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成19年 6月20日より施行する。

この規程は、平成20年 4月30日より施行する。

この規程は、平成21年10月 1日より施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成22年 6月 1日より施行する。

この規程は、平成22年10月 1日より施行する。

この規程は、平成23年 7月 1日より施行する。

この規程は、平成24年 1月 5日より施行する。